

青木英二区長  
森廣武健康福祉部長  
高橋和人健康福祉計画課長  
藤田健康福祉計画係  
小林良二地域福祉審議会会長  
あて

平成25年7月4日開催 第1回目黒区地域福祉審議会について 1. 小委員会の構成員から区議会議員である委員を排除・除斥する提案及び審議に対する抗議 2. 審議会会議録の虚偽内容の訂正 3. 1及び2に関する質問状

平成25年8月6日

目黒区議会議員  
生活福祉委員会副委員長  
地域福祉審議会委員  
須藤甚一郎

住所：  
電話：  
携帯：

私は平成25年7月4日開催 第1回地域福祉審議会について、1. 小委員会から区議会議員である委員を排除・除斥する提案及び審議に対する抗議をし、かつ2. 審議会会議録の虚偽内容の訂正を求める。そして、3は1及び2に関する質問状を提出し回答を待つ。以下、具体的に詳述する。なお、私は区議会議員委員であるため、以下、区議会議員委員の排除・除斥を中心に話をすめる。

### 1. 小委員会から区議会議員である委員を排除・除斥する提案及び審議に対する抗議

(1) 高橋和人健康福祉計画課長が、突然、審議資料にない区議会議員である委員を小委員会の構成員から外すと説明した

まず、審議会事務局（行政）は、目黒区地域福祉審議会条例及び同条例施行規則にも、何ら規定のない区議会議員である審議会委員を、いかに違法、不当

に排除・除斥しようとしたかを当該審議会の録音データの関連発言を文字化した証拠に基づいて述べる。

当該審議会において、高橋和人健康福祉計画課長が、審議会資料3「地域福祉審議会の進め方（小委員会の設置案）」の説明を担当し、資料3の6「委員の構成」について説明したときに、突然、資料3には記載されていない区議会議員である審議会委員を小委員会の構成員から外す、つまり排除・除斥すると説明したのである。

資料3の6「委員の構成」に記載されているのは、資料を一瞥すれば明白だが、①構成委員は各6人程度とすることし、会長が指名する。②学識経験者及び社会福祉関係者は、あらかじめ専門分野の小委員会に分かれるようにする。③区内関係団体及び公募区民は、本人の希望を参考にする、などである。

資料3（小委員会の設置案）には、区議会議員である委員を外す、つまり排除・除斥することに関しての記載は、まったくないのである。

高橋健康福祉計画課長は、私のように区議会議員である委員を小委員会から外すことについて、つぎのように発言したのである。審議会の録音データを文字化した「添付資料1」（1頁、中段下線部分）から、その発言を引用する。

「高橋和人 健康福祉計画課長：それから最後にですね、6番の「委員の構成」でございます。事務局の案でございますが、ま、構成委員につきましては、各6名程度として、審議会規則に基づきまして、会長が指名する方法にしたいと思っております。

全員の方にお入りいただくという案もございますが、あの一応、ま、会長や区議会議員の方は、それから保健医療機関関係の方々につきましては、総括的な議論を審議会で行っていただきたいという、そんな考えで一応、小委員会の構成員からは事務局としては、外してあります。」

目黒区地域福祉審議会条例及び同施行規則の規定にない、区議会議員である委員を外す、つまり排除・除斥するのは、違法であるのは明白である。そこで私は、直ちに挙手をし会長の指名を受け、つぎの質疑をしたのである。「添付資料1」（1頁下段～2頁上段の下線部分）

「須藤甚一郎委員：まず聞きますが、小委員会というのは、（目黒区地域福祉審議会）条例の第9条に「審議会は、審議会の円滑な運営を図るため、小委員会を置くことができる」とあり、同条例の規則では、（第2条1で）「区議会議員2名以内」とある。いまの課長の説明では、区議会議員及び保健医療機関関係

者は除くといった。」

私は、条例には小委員会を置くことはできるが、小委員会の構成員から区議会議員である委員を外すことができるとする規定はないことを指摘したのである。また、同条例施行規則には、区議会議員委員は2名と規定されているのである。いうまでもなく、地方公共団体の条例は国の法律に準ずるものであり、制定に当たっては、議会の議決を経なければならない。条例の規定を遵守しなければ違法なのである。条例違反を嚴重に抗議する。

## (2) 区議会議員委員を排除するのは条例違反の違法行為である

さらに私は、高橋課長に対してつぎの質疑をしたのである。「添付資料1」(2頁、中段下線部分)

「(区議会議員を) 外すのを当然のこのようにいつていたけれど、ぼくは非常に不愉快な感じがしますので、なぜ排除するのか、もう少し説得力のある説明を。」

排除すればいいみたいな、それじゃあもともと(区議会議員を) 委員に指名しなければいいんだ。指名しないことはできないんですね。条例の規則に(区議会議員の) 人数までも、施行規則の2条に区議会議員は2名以内と書かれていますから、外すことはできないんだから。」

小委員会のメンバーから外すというのは、入れたらとんでもないことになるみたいな言い方で、もう少しこまかく説明してください。」

高橋課長は上記の引用部分を一読すればわかるように、区議会議員である委員を外すのは、条例及び同施行規則違反の違法行為であるのに、初歩的な法令知識もなく、いわば軽い調子で「総括的な議論を審議会で行っていただきたいという、そんな考えで一応、小委員会の構成員からは事務局としては、外してあります。」と発言したのはあきれるばかりである。

「総括的な議論を審議会で行っていただきたいという、そんな考えで」というが、実際の審議は3つの小委員会で行うと説明しており、区議会議員委員を小委員会の構成員になるのを排除・除斥して、いったいどの場でどういう方法で総括的な議論を行えというのか。詭弁を弄するにもほどがある。詭弁を弄してまで、区議会議員委員の排除を決めたことに抗議するのは当然だ。

私の再度の質疑に対して、高橋課長は、つぎの答弁をした。「添付資料1」2頁下段～3頁上段下線部分)

「会長にもご相談しながら、事務局の案をつくっているわけでございます。が、前回の例が1つの小委員会でも学経（学識経験者）だけでございます。

今回はやり方を変えていくということで、なるべく多くの方ということで、今回は3つということで、小委員会で議論するということになると、それなりに人数規模ということがひとつ問題になるということ。やはり、みなさんが小委員会に属するよりも、一步おいて審議会として、大所高所から意見をいう方が必要だったところで、このような、もしかしたら不満かも知れませんが、私ども会長と区議会議員の方と保健医療関係者、一応、大所高所からの議論ということで、お願いしようということでございます。」

審議会事務局の責任者である高橋課長は、「会長にもご相談しながら、事務局の案をつくっているわけでございます。が、」と、審議会の小林良二会長も区議会議員委員らを排除する案に賛成したと受け取れる答弁をしたのである。もし、そうであるのなら、条例違反の区議会議員らの排除・除斥に賛同した小林会長の責任は、提案した事務局と同等で重大である。

また高橋課長は、私たち区議会議員らを排除することについて、「もしかしたら不満かも知れませんが、」と答弁したが、いったいどういう了見なのか。条例の規定にもない違法行為をやっておきながら、「もしかしたら不満かも知れませんが、」もないものである。

外された側が不満かも知れない小委員会から排除することを、審議資料に明記もせず、いきなり口頭で外す、排除するというやり方は、非常に姑息で卑怯であるというべきである。審議資料に証拠も残さず、ただ口頭で説明する、いわば証拠隠しまでして、違法なことをなぜやろうとしたのか。不満とか、不満でないといった、単に感情的なことではないのである。

仮に私が、区議会議員排除は、条例に規定のないことを指摘して、問題提起しなければ、事務局が小林課長に相談して提案したという違法行為が平然と行われたのである。こうしたやり方を許すことはできない。厳重な抗議を行う。

高橋課長は、「小委員会で議論するということになると、それなりに人数規模ということがひとつ問題になるということ。やはり、みなさんが小委員会に属するよりも、一步おいて審議会として、大所高所から意見をいう方が必要だ

ったところで、」と説明した。

小委員会の人数問題は、何も根拠のないことは、私の質疑ではっきりしたが、すぐあとで詳述する。高橋課長は、区議会議員委員を排除する理由に関して、「やはり、みなさんが小委員会に属するよりも、一步おいて審議会として、大所高所から意見をいう方が必要だといったところで、」排除したと説明した。

高橋課長の言い方では、審議会委員には2種類あって、大所高所から意見をいう委員と大所高所からの意見はいえない委員がいることになる。審議会委員の発言内容をはじめから制限して、仕分けするとはいったいどういうことだ。審議会の審議を偏向させるための作為なのか。とんでもない発言である。そこで、私はさらに質疑をしたのである。「添付資料1」3頁上段から2番目下線部分)

「須藤委員：いまの説明聞いたって、全然納得がいかない。人数に制限があるのだから、3分割すればたいした人数にじゃないでしょう。例えばぼくら区議会で常任委員会とか特別委員会とかで、もったの人数でやっているわけだ。人数が多すぎて議論できないということは理由にならない。

それと、大所高所からとってますが、そんな大所高所から意見を述べる委員じゃないわけだから、同列・平等であるのがいいのですから、そういう言い方もおかしいですよ。

小委員会のメンバーの中でまとめ、もう一段階あって、大所高所から偉そうな意見をいうのがいて、2段階にわけるという理屈でそうしたのか知りませんが、何ら説得力がない。大所高所から意見を述べてもらうなんてことは、同じ委員としてあってはならないことだ。どうですか？」

### **(3) 小委員会の人数規模は区議会議員委員を排除しなくても問題なし！**

**「明確な根拠なく」区議会議員ら委員の排除を決めていたのだ！**

小委員会の人数問題は、排除の理由にならないことを説明する。区議会の常任委員会、特別委員会の構成員の人数は、約9名ないし15名ほどだが、審議に支障はまったくない。ほかにも区の審議会にいたっては、20名～30名というのもあるが、支障なく審議が行われている。

構成員の人数に関して私は、つぎの質疑をした。「添付資料1」(4頁、中段下線部分)

「須藤委員：いま議論されているきっかけは、ぼくなので、少し補足をしておきます。人数は、事務局、行政側の案としては、6名程度としてある。6名で

（小委員会が）3つとすると、合計18名ですね。いま委員の数は24名だから、3分割すると8名ずつだ。6名と8名では2人しか変わらない。議論が滞ったりする人数差はありません。

通常、（区議会の）委員会とか区の審議会とはいろいろあるが、6人の委員会なん少ないのではありませんよ。何ら人数のことは理由にならない。」

事務局の高橋課長が、排除・除斥の理由として挙げた、小委員会の人数規模は、まったく理由にならないのは、上記の通り明白なのである。私の人数規模は理由にならないとする質疑に対して、高橋課長の反論はなく認めたのである。

私は、この質疑の後半で、委員はすべて同列・平等であり、大所高所から意見を述べるなど、同じ委員としてあってはならないことであり論外である。委員を区別、差別するやり方に抗議する。

これに対して高橋課長は、つぎのように答弁した。「添付資料1」（3頁、中段下線部分）

「高橋課長：まず、大所高所という言い方ですが、ちょっと語弊があったかも知れませんが、訂正させていただきます。客観的な立場でということを考えてわけで、まあ、委員おっしゃるように人数ではさほど支障はないとは思いますが、お互いに自由な審議ができるということ、6人ぐらいを考えたということです。

明確な根拠があるわけではございません。」

高橋課長の「明確な根拠があるわけではございません。」の答弁には、あきれてしまい、私は文字通り、開いた口が塞がらなかった。すぐさま、つぎの質疑をしたのである。「添付資料1」（3頁、下段下線部分）

「須藤委員：何だ、明確な根拠ないとは！もってのほかだ、決め方としては。決めることについては、合理性とか、効率性とか、根拠がなければならないのに、「明確な根拠がない」のに決めたなんてことは、決めたことに一切ならない。委員長は、どう考えているか知らないが、ぼくは委員として入ったわけだから、大所高所から意見を述べるとか、客観的とか、それではぼくが仮りにですよ、小委員会に所属したら、審議ができないというのか。大変おかしい。

でも、決定したわけではないのだから。人数の問題も何ら根拠がないわけで。ぼくに関していえば、大所高所からの意見を述べるなんて、滅相もない。だか

ら、委員の一人として、どこかの小委員会に所属したい。以上でぼくのいうことはありません。」

明確な根拠もなく、区議会議員ら委員の排除を決めたと認めたことは、大問題である。条例違反の違法行為に加えて、明確な根拠もなく、審議会で実際に審議を行う小委員会から区議委員らを排除することを密かに決め、資料に明記せず証拠を残さず行おうとしたことに強く抗議する。審議会事務局の所管課長として適格ではないのは、いうまでもないことである。

私は、審議会の委員として、小委員会に所属し、区民のために真剣に審議するため、小委員会に所属したいと率直に述べたのである。

**(4) 小林会長は突然、区議会委員らを小委員会に入れるか否かを採決しようとしたのだ！**

以上、見てきたように、私たち区議会議員らの委員を排除する明確な理由がないことが明らかになり、その結果、排除する案は廃棄されたものと私は理解した。当然である。しかし、そうではなかった。こともあろうに、審議会の小林会長が、これまでの質疑・答弁を聞いていなかったように、突然、区議会委員らを入れるか否かを採決しようとしたのだ。

まず、その部分の小林会長の発言を引用する。少し長いが重要なのでやりとりをすべて紹介しよう。「添付資料1」（5頁、上段下線部分～5頁の最後まで）

「小林会長：委員の構成問題にもう一度戻りたいと思います。私に一任させていただく。」

今回、医療関係者の方々と区議会議員の方々につきまして、一番簡単なのは、採決してしまうといいんですけど、採決しますか、入れるか入れないかを？」

須藤委員：条例にも施行規則にも（区議会議員と医療関係者）を排除するということはないんですから。さっき平岡委員がいったように付託事項も決まっていないのです。」

(省略)

須藤委員：会長の賛否を取るといというのは、区議会議員2名と医療関係者を小委員会に入れないということの是非を問うということなんですか？

小林会長：どういう形にするのか・・・(録音が聞き取れず)

須藤委員：どういう形ってないんじゃないですか？委員は、みんなイコールなんです。そういう立場で入ってきているんです。さっき所管課長がい

ったように、大所高所から意見をいうとか、それでは委員の中が同列公平ではなくなる。ぼくは、3分割、3つに割るというのであれば、配置については会長に一任しろというのは、それで構いません。

が、いま会長が賛否を取るというのは、ぼの誤解かも知れませんが、さっきいったように、(区議会議員を小委員会に) 入れるのか、入れないのかの賛否であるのなら、それはあってはならないことだと、さきほども申し上げたとおりです。

小林会長：事務局が、そういう提案をしてきましたので、これについてどうかということをお諮りするという事。

須藤委員：事務局は、さきほど(区議会議員を排除する)明確な根拠がないと決定的なことをいった。それから6名という人数ですが、24名の委員を3つの小委員会に分割すれば、8名で6名では2名しか違わない。何ら人数のことは理由にならない。

小林会長：それで医療関係者の方にもご意見を伺った。一応、つぎのときまでには、付託事項をはっきりさせて、みなさまの希望を聞く。委員の方の参加に対する希望を聞いていただいて、つぎの委員会で諮る。(省略)

小林会長は、審議会会長として、あってはならない無法なやり方をしたのである。まず突如、自分で「委員の構成問題にもう一度戻りたいと思います。私に一任させていただく。」と予定の議題にもなっていない区議会議員委員らを小委員会に入れるか否かを採決してはどうか、といいだしたのである。私は、繰り返し、排除するのは条例違反であるし、排除するか否かで採決してはならないと質疑したのである。しかし、事務局は反論せず、私の主張を認めてものと理解したのは当然であった。

しかし、小林会長は、そうして経緯を無視して、勝手に「私に一任させていただく」と委員全体の同意もとらずに決めて、違法な条例無視の採決をしようとしたのである。

しかも、「今回、医療関係者の方々と区議会議員の方々につきまして、一番簡単なのは、採決してしまうといいんですけど、採決しますか、入れるか入れないかを?」と、ことの重大性を考えずに、「一番簡単なのは、採決してしまうといいんですけど、」と、小林会長は暴言を吐いたのである。

あえて“暴言”というのは、区議会議員委員らを小委員会から外す、排除することは条例及び同施行規則に規定はないこと。そのみならず、当日の審議会でも、区議会議員委員らを排除するか否かで採決を行うことは議題になっていなかったのである。条例及び施行規則にない採決することは、地方公共団体の



「法律」というべき条例無視し、違反した違法行為である。

さらに加えて、区議会議員委員らを排除する極めて重要な案件であるのに、小林会長は軽視して、「一番簡単なのは、採決してしまおうといんですけど、」などを発言し採決を強行しようとしたのである。上記の審議会の録音データ文字化の引用部分を読めばわかるように、もし私が採決にストップをかけなければ、違法な採決が強行されたのである。したがって、“暴言”と断言し、小林会長に抗議する。

私が、小林会長に採決をとるのは、あってはならないことだ、と強く反対すると小林会長は、「小林会長：事務局が、そういう提案をしてきましたので、これについてどうかということをお諮りするということ。」と言い訳をした。

しかし、当日の審議会では、区議会議員委員らを外すことは資料に記載もなく、議題にもなっていなかったし、審議会中に事務局から区議会議員らを外す、排除するか否かで採決をとるといふ提案はなかったのである。

小林会長のいうように、採決してくれという事務局の提案があったとすれば、7月4日の審議会開催の事前であろう。審議会の場で正式に提案されたものではないのだから、いわば根回し、談合に相当する。

審議会は、真摯に審議し、諮問した目黒区に答申する立場にある。その審議会の会長が、非公式な事務局の提案をいわれた通り強行するのでは、審議会は目黒区の傀儡同然で、これからまともな審議ができるわけがないというべきである。こうしたやり方にも抗議する。

上述したように私は、7月4日開催の審議会の録音データ文字化の証拠に基づいて、問題点を列挙し強く抗議する。抗議内容を精査・検討して、今後の当該審議会の運営に生かしていただくことを要望する。

この項終了

## 2. 審議会会議録の虚偽内容の訂正

### (1) 平成25年度 第1回目黒区地域福祉審議会会議録の訂正について

まず、総括的な指摘をしておく。送付されてきた会議録は、私が審議会録音データのうち、区議会議員委員らを小委員会から外す、排除することに係る部分を文字化した添付資料1を見ればわかるように、虚偽記載、重要発言の欠落等がある。

そのため、会議録写しに下線を引き、番号を付して、その部分の間違いを指摘したあと、差し替え参考文言を記す。

### (2) 会議録(案)の訂正、差し替え、挿入について

会議録

1頁、下線部分①：(資料2及び3により説明)とあるが、正しくは、資料2及び3にない区議会議員委員を外すと説明した健計課長の発言を入れないと、そのつぎの委員の発言の意味が通じない。

**差し替え参考用：**「健計課長 会長、区議会議員、保健医療機関関係は、総括的な議論を審議会で行っていただきたいと、小委員会から外してあります。」

1頁、下線部分②：このまとめ方では、何が問題か不明だ。

**差し替え参考用：**「委員 小委員会の構成員から区議会議員、保健医療関係者を排除するのは審議会条例及び同施行規則違反だ。なぜ排除するのか。理由は何か？」

2頁、下線部分③：「学識経験者を中心に構成された」とあるのは虚偽だ。学識経験者だけが正しい。「中心に構成」というと学識経験者以外も含む。録音を聞けばこんな誤りは起きないはずだ。

**差し替え参考用：**「中心に」を「だけで」に改める。

2頁、下線部分④及び⑤：健計課長の説明の人数規模6名程度の発言と排除する「明確の根拠があるわけではない」を記載しないとこの④とつぎの⑤の意味が不明だ。

**差し替え参考用：**④「委員はすべて平等であって、同じ委員の中で大所高所から意見を述べてもらうなんて、あってはならない。」

**挿入参考用：**④と⑤の間につぎの部分挿入すること。「委員 全委員を3つの

小委員会に分ければ8名で人数規模の6名と較べ問題ない。区議委員らを外す根拠は何か？」

「健計課長 明確な根拠があるわけではない」

**差し替え参考用：**「明確な根拠がなく決めるなどあってはならない。合理性、効率性とか根拠がなければ、区議会議員委員らの排除を決めたことにならない。私は委員の一人として委員会に所属したい」

6頁、下線部分⑥：このまとめ方ではわからない。録音を文字化したのと比べれば、どこが間違いはわかる。

**差し替え参考用：**「会長 委員の構成問題に戻りたい。私に一任させていただく。医療関係者、区議会議員について、一番簡単なのは、入れるか入れないかを採決するといいい。採決しますか？」「条例にも施行規則にも区議会議員を外す規定はないのだから、採決をとるのはおかしい。付託事項が決まってからもう一度検討すべきである。」

この項終了

### 3. 1及び2に関する質問状

以下の質問状の質問について、14日以内に審議会事務局が取りまとめて、回答をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

高橋健康福祉計画課長と小林会長に質問する。

1. 区議会議員委員らを小委員会の構成委員から外すのは、条例及び同施行規則に違反になると考えなかったのか。
2. 区議会委員らを外す、排除する案は事務局と小林会長が相談して決めたのか。あるいは事務局が決めて、小林会長に審議会で賛否の採決をとるよう依頼したのか。
3. 小委員会の人数規模に関して、事前に事務局と小林会長は相談したのか。
4. 区議会議員委員らを外す、排除することを「明確な根拠がない」のに、きめるとは言語道断だが、結果として外せなかった。当事者としてどう思っているのか。
5. なぜ、審議会の資料に区議会議員らを外すことを明記しなかったのか。

この項終了